

第2回教育委員会会議録

1. 日 時 令和4年5月10日(火)
開会：午後2時00分
閉会：午後2時35分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：久保大 委員：下川博大
委員：吉田和博
4. 事務局
教育部長：原口茂雄 教育総務課長：堤好弘
学校教育課長：坂本啓悟 社会教育課長：永松博幸
人権・同和教育課長：小林志麻 教育総務課総務担当係長：井手雄香
教育総務課学校再編担当係長：小野美幸子 主任教育指導主事：石橋功一
指導主事：福永美智也 指導主事：金子尚文
学校教育課学事担当係長：山本啓介
5. 書 記 教育総務課：高木正勝
6. 傍聴者 0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ
 - 3 議事

非公開議案

(1) 議案第23号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和4年度筑後市一般会計補正予算第1号：学校教育課)
(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(2) 議案第24号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和4年度筑後市一般会計補正予算第2号：教育総務課)

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(3) 議案第25号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和4年度筑後市一般会計補正予算第2号：学校教育課)

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(4) 議案第26号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和4年度筑後市一般会計補正予算第2号：社会教育課)

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(5) 議案第27号 令和3年度筑後市一般会計繰越明許費について

(全員賛成、原案可決)

(6) 議案第28号 筑後市立小中学校生徒指導事業補助金交付要綱の改正について

教育長 議案第28号 筑後市立小中学校生徒指導事業補助金交付要綱の改正について、学校教育課長。

学校教育課長 資料6をご覧ください。

1ページ開けていただいて、筑後市立小中学校生徒指導事業補助金交付要綱の改正です。

内容につきましては、これは警察等との連携をしています学警連という組織がございまして、そういう組織に関わって、中学生とかがいろんな地域の祭りとかゲームセンターとかコンビニとか、そういうところでたむろして非行につながっていくことがないようにということで、そういうお祭りのときは学校の先生方や私どもで巡回していきまして、それに伴う経費について一定補助をさせていただいております。市の監査があったときに補助対象経費が規定をされていないという指摘がございましたので、すみません、これも併せて前回提案すればよかったんですが、この改正を今回出させていただくものです。

具体的には3ページのほうに記載をしておりますが、補助対象事業に、このような「報償費、旅費、需用費、役務費及び負担金とする。」と改めて規定をさせていただいております。

内容は以上です。

教育長 最近イベント等もあっていないですが、筑後の花火大会とかお祭りとか、いわゆる昔でいう補導業務ですね。警察の方と小・中学校、高校の先生方が1か所に集まって、分散して補導業務に当たるというような中身です。どこも県下全体でもそういう業務をやっていますので、それに対する補助金について計

上しているものです。よろしいでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、議案第28号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

(7) 議案第29号 筑後市就学援助費交付要綱の改正について

教育長 続きまして、議案第29号 筑後市就学援助費交付要綱の改正について、学校教育課長。

学校教育課長 資料7をご覧ください。

1ページお開きいただいて、例規審議ワークシートをご覧ください。

就学援助費につきましては、国の要保護児童生徒援助金補助金予算単価及び国庫補助限度単価というものを基準に支給額を設定させていただいております。

令和4年度、その国が定めています予算単価、補助限度単価が一部引き上げられましたので、それに準拠した形で筑後市の就学援助費の費目についても一部改正をさせていただきたいという内容になっております。

具体的には、改正されましたのが「小学校の新入学児童生徒学用品費及び1年生の通学用品費」の部分です。新旧対照表は3ページに記載しております。単価は、昨年度までが「51,060円」だったのが、引き上げられて「54,060円」に改定されております。そして、この改正につきましては、令和4年度の新入学児童生徒学用品費及び1年生の通学用品費から適用ということで改正をさせていただきたいと思っています。

以上です。

教育長 説明は終わりました。何かご質問ございませんでしょうか。

これはもう渡したんですか。

学校教育課長 前倒し支給の審査をされている方は3月中にお渡しをしています。

教育長 5万4,060円で渡したの。

学校教育課長 改定前の額でお渡しをしていますので、これが通ったら、追給という形になります。

久保委員 教えてください。新入学と1年生の違いは何ですか。

学校教育課長 新入学学用品費は入学前の準備金、1年生の通学用品費は、在学してから必要なものというような位置づけになっていると理解しております。

久保委員 そういう使い分けしてあるんですね。分かりました。

教育長 よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、議案第29号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。

(8) 議案第30号 筑後市立学校施設の利用に関する条例施行規則の改正について

教育長 議案第30号 筑後市立学校施設の利用に関する条例施行規則の改正について、社会教育課長。

社会教育課長 現在、筑後市では、学校施設を夜間など学校が使われない時間帯に社会人などに対して貸出しをしております。その定期利用をすることができる団体の規定として、現在は「団体の代表者が市内に在住する20歳以上の者であること。」というふうに定めているところであります。

今回、民法の改正によりまして、成人の年齢が18歳に引き下がりました。「20歳以上」と現在の例規に書いているのは、これは成人という意味合いで書いているんですけども、今回の民法の改正に伴いまして、今回の改正では18歳以上とは書かずに、あえて「成人」ということで、いろんな契約行為ができるようになる年齢、それが成人であること。それに伴って、大人としての自覚が生じるという意味を込めまして、あえてここでは「成人」というふうに改正をしようというものであります。

こういうふうな表記にしておけば、将来また成人年齢が変更になる場合にも対応できるというような中身になっております。

以上でございます。

教育長 説明は終わりました。ご質問ございませんでしょうか。ご意見でも結構です。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第30号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。

以上で議案の審議は終わります。ありがとうございました。

4 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告

- ①筑後市教育委員会事務局職員の分限（休職）について
- ②非常勤職員の任用について

5 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

6 閉会のことば